

●申告に必要なもの

申告するすべての方

- 本人確認書類
(個人番号カード(マイナンバーカード)または通知カードと身分証明書)



忘れ物がないように
確認しよう!



所得税が還付になる方

- 本人名義の口座番号が分かるもの



収入を証明するもの

令和4年1月1日から
12月31日までの収入が対象です。

給与	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票(原本)	
年金	<input type="checkbox"/> 公的年金等の源泉徴収票(原本) ※企業年金や厚生年金基金は「公的年金等」に含まれます。「雑その他」の収入で申告をしないでください。 ※遺族年金・障がい年金などは非課税所得のため、源泉徴収票は発行されません。	※複数ある場合は、 すべて必要 です。
営業・農業 不動産	<input type="checkbox"/> 収支内訳書 ※ 必ず事前に 作成してください。 ※その年において収入すべきことが確定した金額が対象です(売掛金・未収金を含む)。	
一時	<input type="checkbox"/> 収入額と必要経費の記載された証明書 (「支払保険金額等のお知らせ」など)	
配当	<input type="checkbox"/> 支払通知書、期末配当金領収書、特定口座年間取引報告書など ※分離課税を選択する方は、市役所会場での確定申告はできません。	

控除を証明するもの

令和4年1月1日から
12月31日までに支払った分が対象です。

医療費	<input type="checkbox"/> 医療費控除の明細書 ※このお知らせに折り込みの「医療費控除の明細書」を 必ず事前に 作成してください。 <input type="checkbox"/> 一定の取組を行ったことを明らかにする書類(セルフメディケーション税制の適用を受ける場合) <input type="checkbox"/> おむつ使用証明書(おむつ代の控除を受ける場合) ※生命保険、高額医療費、出産育児一時金などから補填される金額は支払額から差し引いてください。 ※介護老人施設などでの施設サービス費用は、 領収書に医療費控除対象額が明記されていることを確認 してください。 ※「おむつ使用証明書」の代わりに介護福祉課で「おむつ代に係る医療費控除証明書」が発行できる場合があります。
社会保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書または納付済証明書、領収書(国民健康保険税、国民年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、任意継続保険料など) ※国民年金保険料は控除証明書(領収書)の提示または添付が必要です。該当の方は 必ず ご用意ください。
小規模企業 共済等掛金	<input type="checkbox"/> 支払った掛金額の証明書
生命・地震 保険料	<input type="checkbox"/> 控除証明書
寄附金	<input type="checkbox"/> 受領証または領収書 (寄附者、寄附先、寄附額が記載されたもの)
障がい者	<input type="checkbox"/> 障害者手帳、療育手帳、要介護認定に伴う障害者控除対象者認定書など
勤労学生	<input type="checkbox"/> 学生証

その他

<input type="checkbox"/> 税務署からのお知らせはがき	※届いていない場合は不要です。
<input type="checkbox"/> 市役所からの申告案内はがき	

※一覧に無い収入や控除を申告する場合は、事前に税務課へお問い合わせください。

※ふるさと納税でワンストップ特例申請をしても、確定(市民税・県民税)申告すると特例が無効となるので、申告の際には必ず寄附金の領収書などを持参してください。

※「医療費控除の明細書」の提出が必要です。領収書の添付または提示は必要ありません(領収書は自宅で5年間保存してください)。

※収支内訳書について

収支内訳書は、1月中旬以降に市役所(両庁舎)またはみらい平市民センターまで取りに来ていただくか、市ホームページからダウンロードしてください(<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/page/page001832.html>)。